

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

南あわじ市長 守本 憲弘

市町村名 (市町村コード)	南あわじ市 (28224)	
地域名 (地域内農業集落名)	阿万塩屋町 (塩屋町、中西)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年6月2日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

小規模専業農家約60軒が主に耕作している。離農者や放棄田はほぼ無く、近隣地区にも出作しているという現状である。しかし、今後規模縮小や離農者が多発する見込みであり、小規模の圃場や未整備圃場が多数あることから、それをどうするかが課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

未整備圃場や小面積圃場の再整備を行い集約化、作業効率の向上を促し、機械の共同化や大型化を行うことで担い手の受け皿の強化を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	57.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	55.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

区域内の農地とする。(区域は添付の図面のとおり)

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
基盤整備に合わせて、地域内の担い手への集積および集約を検討する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
今後の賃借制度として土地所有者に安心してもらうために必須なものであり、活用を推進していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備の提案に対し、地域内で83%の同意を得ていることから推進していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
年齢に関係なく、地元組織及び各団体で既に取り組んでいる。現状の体制を維持していく方針であり、外部の法人等の受け入れは検討していない。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
各個人で行っており、現時点では検討していない。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①防護柵については大部分が整備完了済。今後未整備の部分についても検討していく。道路部分等、防護柵の整備が困難な場合については、追い払い用の機器等の活用で被害軽減を図る。
- ②⑨地区内の畜産農家(3件)と連携しつつ、堆肥の活用を推進する。
- ③スマート農業導入による農作業の省力化を図る。ドローン、田の自動管理システムの整備を検討する。
- ⑦多面的機能支払制度交付金を活用し、畦畔やパイプラインの補修管理、水路のポンプアップ設備の保全を図る。
- ⑧⑨共同機械の倉庫、堆肥施設の施設整備を検討する。
- ⑩高齢農家のWCSの収集等を若手農家で代行する仕組みを構築しており、取組を推進していく。